

議案第六九号

使用料手数料その他の諸收入金の延滞金及督促手数料並收条例を次のように定める。

昭和三十一年九月二十九日提出

三軒町長 坂出

昭和三十一年九月九日議決

三軒町議会議長 天野



原案可決

昭和三十一年三軒町条例第二号

使用料手数料その他の諸收入金の延滞金及督促手数料並收条例

(目的)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号以下法という）が二百二十五条が三項の規定による督促手数料及延滞金の並收については、法令の定めるものの外、この条例の定めるところによる。

(督促状の発行)

第二条 使用料手数料その他の諸收入金を延滞内に納めなるとき、若しくは夫役現収の賦課を受け定期内に履行せず、又は夫役現収の代りに金を納めなれども、納期後二十日以内に督促状を提出し、督促状を提出しなれば、前項の督促状に指定すべき納付又は納入の期限はその発行の日から十五日以内とする。

